

取扱区分：「公開」

第39回周南市都市計画審議会

議 事 録

注．発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

令和6年7月25日（木）14時00分～
周南市役所 シビック交流センター 交流室1

第39回都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月25日(月) 14時00分～
- 2 開催場所 周南市シビック交流センター 交流室1
- 3 出席委員 目山直樹会長・赤坂徳靖委員・山下敏彦委員・佐野弘委員・
河井美和子委員・古賀洋子委員・貞本昌也委員・西尾孝夫委員・
細田憲司委員・田村桂一委員(代理出席:大下孝志氏)・岡本勲委員・
大山政男委員・内山浩昭委員
- 4 欠席委員 原田康宏委員・小林啓祐委員・伊藤健委員・山本将平委員・毎田健太郎委員
- 5 出席幹事 都市政策課 課長 小川和隆 ・ 課長補佐 原田修司
- 6 事務局 都市整備部 部長 高瀬文三郎
都市整備部 部次長 河村直
都市政策課 係長 金子容子
- 7 関係人 公園花とみどり課 課長補佐 山重幸治
公園花とみどり課 係長 岡本亜由美
- 8 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者0名
- 9 報告事項 周南市立地適正化計画の改定について
- 10 その他 周南都市計画公園の変更について
- 11 議事の要旨

開会 14時00分

開会宣言

委員の定数報告

部長挨拶

(会長)

それでは、ただいまより第39回周南市都市計画審議会の議事に入ります。お手元の次第に従い進めてまいります。初めに、議事録の署名委員についてお諮りしたいと思います。

議事録の署名委員を内山委員と佐野委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、内山委員、佐野委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、ただいまから議事を進めてまいります。

本日は、1件の報告事項がございます。「報告事項 周南市立地適正化計画の改定」については2つに区切って説明されるということです。まずは立地適正化計画の概要と進捗状況の評価について幹事から説明をお願いします。

(幹事)

それでは、周南市立地適正化計画の改定について、ご報告いたします。配布資料もしくは前方のスライドをご覧ください。

まず、2ページをお願いします。立地適正化計画とは都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランで、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくりとなる計画です。

今回、新しく選出された委員さんもいらっしゃいますので、お配りしていますこちらの概要版を用いてもう少し詳しくご説明いたします。

まず、4ページの左上をご覧ください

急激な人口減少や少子高齢化の進行が予測される中、郊外部に市街地が拡散したまま将来を迎えると、人口密度の低下により、生活サービス施設の撤退等による地域活力の低下、生活不安の増大、都市の持続可能性の低下等が課題となります。こうした課題に対応するために、市町村が策定できることになった計画が立地適正化計画です。

立地適正化計画は、「コンパクトシティ＋ネットワーク」の考えを基に、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランです。都市計画区域内を対象に、計画により実現を目指す将来の都市像を示すとともに、都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定し、誘導施策と届出制度により、都市機能の緩やかな誘導と人口の集積を図ります。

図でご説明しますと、駅周辺の赤色の地域が都市機能を集約する都市機能誘導区域、水色のエリア

が居住を促進し、人口密度の維持を目指す居住促進区域、オレンジ色が拠点間を繋ぐネットワークである公共交通になります。このように、一定のエリアで人口密度、生活サービス施設を維持し、都市全体で将来にわたって暮らしやすいまちづくりを進めて行くという計画になります。

また、計画の期間は、計画策定から20年後の2035年を目標年度としており、概ね5年ごとに計画の見直しを行うこととしています。

5ページをご覧ください。

周南市の現状としましては、図の左側に示していますように「人口減少と少子高齢化」や、「過度な車社会」、「市街地の拡大」が進行しています。この3つが重なって深刻化することで、右側にある問題点が浮かび上がります。

これらの問題点から周南市が解決すべき9つの課題が挙げられます。主なものとしては

- ①定住や移住の促進による人口と地域社会の維持
- ④無秩序な郊外化の抑制と人口密度の維持
- ⑧利用しやすい公共交通ネットワークの再構築

などがあり、これらの課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

次に、3の「都市づくりの方向性」についてです。

基本理念として、「地域と拠点が連携し、安心・快適・活力を生み出す 未来につながる共創共生都市 周南」としています。また、この基本理念の実現に向けて、基本方針を3つ定めています。1つ目は、利便性が高く活力のある都市拠点を形成すること。2つ目は、良好な市街地を形成して居住を促進すること。3つ目は、公共交通ネットワークを再構築することとしています。

将来都市構造としましては、人口減少・少子高齢社会に対応した暮らしやすい都市を実現するためには、都市機能が拠点に集積していること、拠点周辺に一定の人が居住していること、拠点間が公共交通等によりアクセスしやすいことなどが重要となります。

本市では、都市機能を生活の中心となる拠点として、階層的に配置し、都市拠点及び地域間が公共交通ネットワークを通して相互に補完し合い連携する「多核多層ネットワーク型」の集約都市構造を目指すこととしております。

6ページをご覧ください。

4の「都市機能誘導区域及び誘導施設」についてです。

都市機能誘導区域とは、医療、福祉、商業等の都市機能を拠点に誘導・集約することにより、各種都市サービスを効率的に提供していく区域です。市民の生活と交流の場である都市拠点に都市機能の立地を誘導すべき都市機能誘導区域を設定し、都市機能の増進や地域活力の向上を図ります。

周南市では6ページにある図のとおり、徳山駅周辺と新南陽駅周辺に設定しています。それぞれ7ページに記載しているとおり、徳山駅周辺には、「生活の豊かさと活力が溢れる都心」として、周南広域都市圏に質の高い生活サービス等を提供しながら、賑わいと活力を創出することを求めている、新南陽駅周辺には、「暮らしやすさと安心の副都心」として、周南市西部を中心に日常に密接な生活サービス等を提供することを求めています。

8ページをご覧ください。

5の「居住促進区域と将来の市街地等」についてです。

居住促進区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域社会が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。8ページにある図の赤い線で囲まれた地域を居住促進区域として設定しています。

10ページをご覧ください。

6の「都市機能の誘導及び居住を促進するために講ずべき施策」についてです。

立地適正化計画では、「都市機能誘導」「居住促進」「公共交通」の3つに分けて、それぞれ講ずべき施策を定めております。

また、本計画の進捗管理を行うために目標値を設定しています。

最後になりますが、立地適正化計画の策定に伴い、都市再生特別措置法第88条及び第108条の規定により、都市機能誘導区域や居住促進区域の外側で、3戸以上の住宅を新築する場合など、10ページの下の方の行為を行う場合、市長に届け出ることが必要です。

以上、簡単ではございますが、立地適正化計画のご説明となります。

ではスライドに戻ります。

3ページをご覧ください。

立地適正化計画の経緯です。本市におきましては、平成27年度から立地適正化計画の作成に着手し、平成29年3月に都市機能誘導に関する内容を策定し、平成31年2月に居住促進に関する内容を追加する改定を行っております。

なお、本計画作成の際には、資料下側の体制のとおり、青色で示しております計画の策定及び推進を目的に第三者で構成する「周南市都市再生推進協議会」と赤色の本審議会から周南市にご意見をいただきながら計画の案を作成し、その後、都市再生特別措置法第81条第22項に基づき、本審議会にお諮りして策定及び改定をしております。

4ページをお願いします。

立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法第81条で、計画を策定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聞かなければならないと規定されており、また、第84条の中でおおむね5年毎に施策の実施状況について、調査、分析及び評価を行うよう努めることとされており、その結果を都市計画審議会に報告しなければならないとありますので、法に基づき、今回、報告させて頂くものでございます。

それでは、都市機能誘導区域及び居住促進区域に関する進捗状況の評価についてご報告いたします。

6ページをお願いします。

まず、都市機能誘導区域についてですが、本計画の中で都市機能の誘導に関しては、以下の3つの方針に基づいて誘導を図っていくこととしております。

誘導方針1として、利用者ニーズ等を踏まえた生活サービス施設の維持などにより、生活利便性を向上させる、2として、多世代が交流できる施設などを整備して、生活の質と都市の魅力を高める、3として、若い世代の就労・結婚・妊娠・子育てを支援する施設やサービスを充実する、としています。

これらの方針について右側の3点、都市機能増進施設の数、拠点形成の状況、20～39歳人口の社会増減数の観点から定量的に評価をしていきます。

7ページをお願いします。

まず、都市機能増進施設の数についてですが、本計画では、徳山駅と新南陽駅の周辺2箇所を都市機能誘導区域に指定しています。徳山駅周辺地区は、周南広域都市圏の中核を担う都市核であるとともに、鉄道と路線バス、航路が接続する広域交通結節拠点として位置付けられ、賑わいと活力の創出が求められることから、この区域に維持・誘導する施設として、大規模小売店舗や映画館、図書館、美術博物館、病院、小児科、産婦人科、子育て支援施設などを定めております。

新南陽駅周辺地区は、地域都市拠点であるとともに、鉄道と路線バスが接続する主要交通結節拠点

として位置づけられ、周南市西部を中心に日常生活に密接な生活サービス等の提供が求められることから、この区域に維持・誘導する施設として、大規模小売店舗、病院、小児科・産婦人科・整形外科・眼科等の診療所、広域交流施設を定めております。

グラフは都市機能増進施設の立地動向を示しており、赤色で示している都市機能誘導区域内の都市機能増進施設の数に関しては、計画策定時の平成28年は32施設で、その後多少の増減があり、令和5年時点で、33施設となっており、都市機能誘導区域内では維持されています。

都市機能誘導区域外を含む市全域に関しては水色で示しており、平成28年の121施設から令和5年は117施設と減少しており、商業施設が増えている一方、小児科や整形外科などの診療所が減っている傾向があります。

8ページをお願いします。

いくつか誘導施設の立地動向をピックアップしてみたいと思います。

店舗面積1,000㎡以上の小売店舗については、赤色で示しているとおり、都市機能誘導区域内で計画策定時の平成28年が7店舗でしたが、令和5年には9店舗と増加傾向にあり、青色で示している市全域でみると26店舗から32店舗と更に増加しています。本来、立地を誘導すべき誘導区域内よりも、区域外での増加数の方が多くなっています。その要因としましては、都市機能誘導区域内で、まとまった土地がないことが考えられます。

下のグラフの小児科については、都市機能誘導区域内では維持できていますが、市全体では減少傾向にあります。

9ページをお願いします。

誘導施設の分布について見ていきます。

赤色で塗りつぶしている都市機能誘導区域内や青色の斜線で示している居住促進区域内に、概ね必要な誘導施設は分布しており、ある程度中心部に集積できています。大規模小売店舗は主に市街地内の幹線道路沿いに立地しており、居住促進区域の外側にあるものも見受けられます。

10ページをお願いします。

誘導施設以外の生活サービス施設について、分布をみると、コンビニエンスストアは近年、数が増えており、幹線道路沿いを中心に、概ね市街地に立地しています。

11 ページをお願いします。

ここからは、都市機能誘導に関する目標および効果の指標について見ていきます。まず一つ目の指標は、徳山駅と新南陽駅周辺での、歩行者等の通行量になります。本計画では、より多くの人が都市機能誘導区域内で、様々な活動を行うことができることを目指していることから、歩行者等の通行量を指標として定めています。

徳山については、徳山駅前賑わい交流施設のオープン後の平成30年以降は、目標の1万1千人を上回る数値で推移しています。駅東側の再開発事業の影響から、今後は更に増えることが予想されます。

新南陽については目標値を下回る600人前後で推移しています。コロナの影響で令和2年以降減少していましたが、令和4年は回復し目標値に近い通行量となっています。駅の東側に、マンションが建設されていますので、こちらも増えることが予想されます。

12 ページをお願いします。

本計画では「若い世代の定住促進」を目指していることから、20～39歳の人口の社会増減数を指標の1つとし、目標値を0人としています。平成29年を除き、200人から300人程度の減少で横ばいとなっており、目標値を下回っています。

13 ページをお願いします。

このグラフは、男女別、年齢別の転入・転出者数を表示しています。左側が計画策定当時の平成24年と25年の平均、右側が令和3年と4年の平均となっています。

計画策定当時は、男性が88人、女性が148人と女性の転出が多い状況でしたが、この度の改定時は男性が128人、女性が70人と人数が逆転しています。転出超過の男性のピークが20歳から24歳、女性のピークが15歳から19歳と就学や就職に関係する年代となっています。令和4年の徳山大学の公立化で女子学生が増えたことや、小売事業数の増加が影響している可能性があると考えております。周南公立大学については、今年の4月から学部学科を新設し、定員を増加しておりますので、今後の動向を注視しつつ、若い世代の定住を促進する施策を検討する必要があると考えております。

14 ページをお願いします。

都市機能誘導施策についてまとめたものです。

別紙1としてA3用紙に印刷したものをお配りしております。庁内各課で取り組んでいる事業などを、立地適正化計画に記載してある8つの施策に分類し、整理しております。主な施策としては、「2）都市拠点の特性に応じた新たな都市機能の集約」として、市街地再開発事業を実施しております。また、「3）女性や子育て世代の暮らしを支える都市機能の拡充」として、現在、公立保育園の再編整備に取り組んでおり、民間保育所の開設とあわせて都市機能誘導区域内の保育環境の充実を図っているところでございます。

さて、これまで都市機能誘導の進捗状況について見てまいりましたが、現状として都市機能誘導区域内の誘導施設の数も維持でき、歩行者等交通量から、都市機能誘導区内での都市活動も維持できている、ということで、都市機能誘導区域での動向を計る視点としては、順調に推移していると考えています。しかしながら、20～39歳の人口の社会増減数から、若者世代の転出が依然多い、という結果が出ています。先ほど、ご説明しましたとおり、この動向も男女の割合に変化が見られますし、色々な要素が絡み合っている指標だと考えています。再開発事業がグランドオープンし、小売業や居住者が増えること、また、周南公立大学の学生数が増えたということで、引き続き注視していく指標だと考えています。

次に居住促進区域に関する進捗状況の評価についてご報告いたします。

16ページをお願いします。

居住促進につきましても、都市機能の誘導と同様に、以下の3つの方針に基づいて促進を図っていくこととしております。

1つ目は、快適な都市環境を整備して、人口密度を維持する。

2つ目は、居住に適した生活環境への定住を促進し、市民の安全安心を確保する。

3つ目は、きめ細かな土地利用等により定住を促進し、持続可能な都市を実現する。

これらの方針について右側の3点、人口密度の推移、新築戸数の分布、居住促進区域内での建築動向から定量的な評価をしていきます。

17ページをお願いします。

まず、人口密度の推移については、計画策定時の人口密度は1ヘクタール当たり50.5人であり、令和17年（2035年）の目標値は44.8人としています。平成27年は1ヘクタール当たり、目標値49.4人に対し実測値49.2人、令和2年は目標値48.2人に対して実測値48人と目標値を若干下回っていますが、ほぼ目標値で推移しています。

18 ページをお願いします。

人口密度の分布についてです。こちらが平成22年の分布状況です。青色の枠が居住促進区域、赤色の枠が都市機能誘導区域を示しております。本計画では、人口密度の目標として、都市機能誘導区域を1ヘクタール当たり60人、居住促進区域を40人または30人と想定していることから、凡例の黄色から赤色が理想的な人口密度となります。

平成22年時点では、徳山駅と新南陽駅周辺の都市機能誘導区域と秋月や周陽地区といった、国道2号沿いに人口密度の高い区域があります。

19 ページをお願いします。

こちらは令和2年時点の分布図です。居住促進区域内では、平成22年度と比べると赤色とピンク色が減少し、市街地の人口密度は減少傾向にあります。徳山駅周辺や新南陽駅周辺、区画整理を行った久米地区・新南陽地区においては人口密度の増加が見られます。

徳山駅周辺の都市機能誘導区域は、赤色の60人以上の区域が多くなっていますが、新南陽駅周辺の都市機能誘導区域は、60人未満のメッシュが多いことから、居住促進が必要と考えます。ただ、新南陽駅周辺では、マンションの建設が進んでいることから、今後の人口密度の増加が期待されます。

20 ページをお願いします。

次に人口の増減についてみていきます。この図は、平成22年と令和2年の人口を比較したもので、凡例にありますように、黄色から赤色で示している範囲は人口が増加しており、緑色から青色で示している範囲は人口が減少しているところになります。市街地を中心に市全域で人口が減少していることがわかります。特に国道2号の沿道や、新南陽駅周辺、福川駅周辺で人口が減少しています。

人口が増加している部分は、久米と富田の区画整理を実施した周辺やマンション建設や開発行為が行われ住宅が建設された地区となっています。居住促進区域の外側の菊川地区も開発行為により、新しい住宅が多く建設されている地区となります。

21ページをお願いします。

こちらの図は、15歳から65歳の生産年齢人口の平成22年と令和2年を比較したものです。生産年齢人口については、市全域、特に市街地で大きく減少しています。居住促進区域内でも減少を示す青色が目立っています。その中でも、人口が増加している地区は、区画整理事業や開発行為により、新しい住宅が多く建設されている地区になります。このことから、生産年齢人口と宅地開発、住宅の取得には相関性があるのではないかと推測されます。

居住促進区域内への人口の誘導を図るには、宅地開発などにより、一定規模の住宅が立地するような土地が必要なのではないかと推測されます。

22 ページをお願いします。

こちらの図は、15歳未満の年少人口を比較したものです。年少人口についても減少傾向で、年齢口と近い傾向が見て取れます。年少人口の分布からは、子育て世帯の動向も、推測できることから、子育て世帯が区画整理や開発行為によりできた住宅団地に移転していると推測できます。

23 ページをお願いします。

スライドは、65歳以上の高齢者人口を比較したものです。高齢者人口については概ね市街地全体で増加し、一部中山間地域においても増加しています。これまでの居住者が高齢化し、高齢者人口のカテゴリーに入ってきていると思われます。

人口密度及び人口の推移について見てきましたが、全体的に人口は減少、特に若年層の減少が著しい状況にあります。このように人口推移を分布図で見ると、増加している地域の要因としては宅地開発との関係性が大きいのではないかと考えられます。ただ、高齢者人口が増える要因としては、

前回調査では生産年齢人口にカウントされていた方たちが高齢者人口のカテゴリーに入ってきていることも大きいと考えています。

24 ページをお願いします。

続いて、開発・新築動向についてみていきます。開発許可件数は、平成 27 年度までは概ね 20 件程度で推移していました。その後、消費税増税や法改正の影響で増加している年がありますが、概ね 10 件程度で推移しています。原則として市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域における開発も行われていますが、開発許可面積は近年、減少傾向にあります。

新築住宅着工戸数については、開発許可件数と同じく消費税増税や、新型コロナウイルスの影響で増減がありますが、概ね 800 戸程度で推移しています。

25 ページをお願いします。

令和元年度から令和 4 年度の新築住宅戸数と分布図です。別紙 2 として A3 の図を配布しておりますので、ご覧ください。濃い赤色の箇所ほど、4 年間で建てられた新築の住宅戸数が多くなっています。件数ではなく戸数として集計していますので、マンションなどの共同住宅が建設されている箇所などは濃い赤色で表示されています。

居住促進区域の内と外で戸数を比較しますと、分布の割合に変化が見られます。令和元年には 内が 5 割、外が 5 割とほぼ均衡しておりましたが、令和 2 年～4 年は内が 6 割、外が 4 割と 居住促進区域内の建設戸数が多くなっています。居住促進区域内の建設戸数が増えている要因としては、共同住宅の建設が内側に多く建設されていることだと思われます。戸建住宅の戸数としては、4 年間で内側が 844 件、外側が 881 件と少し外側の方が多くなっていることから、戸建住宅に対する施策が必要と考えられます。

また、直近 3 年間では共同住宅の建設が居住促進区域内で増加傾向にあります。

26 ページをお願いします。

居住促進施策についてまとめたものです。こちらも別紙 3 として A3 用紙に印刷したものをお配りしております。こちらも都市機能誘導と同様に庁内各課で取り組んでいる事業などを、立地適正化計画に記載してある 8 つの施策に分類し、整理しております。主な施策としては快適な居住区間の形成に向けた区画整理事業や安心・安全な居住環境の整備として、河川改修事業・宅地耐震化推進事業等のハード面の取組を実施しています。

居住促進に関する施策としては、個人の土地などに関わることで行政としても直接的な施策を行うことは難しい面があります。色々な状況は把握しつつも、まずは、都市機能の集約、拠点性の強化、公共交通による拠点間の接続等を進めて行き、便利で住みやすいまちを作ることが大切だろうと考えています。

次に立地適正化計画に関する届出状況についてご説明いたします。

28 ページをお願いします。

別紙 4 として A3 用紙に印刷したものをお配りしております。都市機能誘導区域外、居住促進区域外で都市機能誘導施設や 3 戸以上の住宅の建築等を行う場合には届け出が必要となります。

こちらは、令和元年から令和 4 年までの間に届出のあった箇所を示すものとなります。参考として、区域内で行われた同様の行為についても、景観計画に関する届け出を基にプロットしています。凡例のピンク色と青色が区域外で行われたもの。緑色と黄色が区域内で行われたものです。届出状況を見ると赤丸で囲んでいます新南陽駅南、菊川、福川南が多くなっています。新南陽駅の南側は、共同住宅の建築が多く、菊川地区は開発行為が多く、福川南地区は両方が行われています。一方、緑色で囲

んでいるところの福川から富田西部などは居住促進区域にも関わらず、プロットがありません。これらの区域は、市街化されているため、まとまった土地がないことが原因だと考えられます。

一旦、立地適正化計画の概要と進捗状況の評価についてのご説明を終わります。

(会長)

幹事から説明があった報告事項について、ご意見、ご質問があればお願いします。

まず私の方から、説明を聞くと、内容はよく理解は出来ますが、資料として公開した時に一般の市民の皆さんにこれをどこまで理解してもらえるか疑問を感じました。この資料をどこまで公開するのかという点と、どのように対応するのかをお答えいただきたいです。

(幹事)

計画(案)については、5年見直しに関する追記として、分析状況を記載しています。今回は5年見直しであり、第1回目の分析でもあるため、踏み込んだ内容までは行っておらず、問題の洗い出しとなるように、このような資料作成となりました。

また、公表についてはあくまでも計画(案)を考えており、参考資料としてどこまで公表するかを検討しているところです。

(会長)

皆様に分かりやすい作りにしたほうが良いのではないかと思います。

(幹事)

参考資料として、どのようなものが分かりやすいか、検討していきたいと思います。

(会長)

他の方からご意見はありますか。

(委員)

疑問が2点あります。

資料の「周南市立地適正化計画の改定について」の7ページ、「都市機能誘導の進捗状況の評価」の誘導すべき都市機能増進施設について、種類・規模等に記載がない施設は、この中に施設が全くないという意味でしょうか。

また、13ページでは、平成24年に比べ令和3年の転出超過が男女逆転している原因として、徳山大学が周南公立大学になったことを仰いましたが、基本的に大学生が周南市に住民票をうつしたのが原因で、この結果になったのか、ただ単純に増加しただけなのかを知りたいです。

次に、計画(案)の17ページの人口の将来推移について、資料が古いのではないかと思います。2030年には周南市は91,000人を目減りするデータが最新かと思うので、差し替えていただきたいです。

(会長)

幹事は可能な部分のみ回答し、データの差し替えについてはどの段階で検討したかなどの説明をお

願います。

(幹事)

まず、7 ページについて、種類・規模等に記載がないものは、細かく定義していないためです。

次に 13 ページについては、周南公立大学の話だけではないですが、小売店舗が増えて、女性の雇用が創出されたのではないかと考えています。計画(案)の 17 ページについては、見直し自体は数年前から始まっており、その時点の資料を採用させていただいています。また、左側の濃い色の部分は、あくまでも計画策定時のデータを残しておきたいとの意図があります。

(会長)

データについては、その時点での比較となるため仕方のない部分ではあります。見直し検討が入った場合、古いデータでのやり取りとなってしまう、都市再生推進協議会の中で議論し採用されたデータを使用しているのでご理解いただければと思います。仰る内容は正しいと思うのですが、検討の土台が違うため、データのみ差替えても齟齬が生まれるとの理解でよろしいのではと思います。

(委員)

別紙 1 について、例えば「4) 電解コンビナート等の地域資源の活用」について、check の分析評価に「水素エネルギーを活用した都市機能誘導が期待される」と記載がありますが、action では記載がないのはなぜでしょうか。

また、周南市が水素を推進しているのは何年か前から伺っていますが、実際には水素自動車しか見たことがなく、車以外でどのようなことに使用しているのか教えていただきたいです。

(幹事)

「水素」については、自動車の活用例しか把握しておらず、専門部署でないため細かな部分まで把握しきれず申し訳ないのですが、行政以外では船舶でも利用されたという実績は伺っています。

(委員)

「水素エネルギーを活用した」との記載を見て、市民は何をやっているのかと疑問が発生すると思いますし、私も副産物として様々な利用方法があると思っていました。もしそのように謳うのであれば、結果や課題をしっかりとチェックしていただきたい。別の部分になりますが、「2) の市街地の再開発事業」についても、駅前の開発に力をいれているため、今後もチェックをつづけてほしいと思います。

さらに、未利用地のこと以外の課題は記載がないですが、せっかく投資しているので、効果など具体的に記載することが、市民にとって分かりやすい施策になると思います。

(幹事)

再開発事業等に関しては、AI カメラ等を活用して交通量の把握を行っている状況です。

また、立地適正化計画は、あくまでもマスタープランで、細かい施策まで記載するとなると、ボリュームが大きくなってしまいますので、それぞれ関連する計画での記載を考えております。

(会長)

水素利活用に関しては熟度がそこまでないため、事業にまで達していない状況です。他の自治体では渡船を水素船にするという例がありますが、投資額が大きくなり水素利用量が大変増えるため、中々達していないのであろうと理解しています。

企業は協力的ではありますが、継続するための国の補助が減ってきているため、周南市では全施策に対して同じように出来るかどうかはわからないところがあります。

他にご意見はありますか、他にご意見等がないようであれば、引き続き、幹事から説明をお願いします。

(幹事)

それでは 29 ページをお願いします。

引き続き、都市機能誘導及び居住促進に関する進捗状況をふまえた5年改定の内容についてご説明いたします。5年改定については4項目について行っています。

まず①現状データの更新についてです。立地適正化計画の第2章に大きく関係するものになりますが、人口等、掲載しているデータにつきまして、最新のものに更新しております。いくつかピックアップしてご説明いたします。

30ページをお願いします。

まずは、「人口」についてです。本市の人口は、昭和60（1985）年の16万7,302人をピークに、令和2年（2020）までの35年間で2万9,762人減少しました。立地適正化計画策定時に使用しました国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月推計によると、令和2年の人口は13万9,724人と推計されていましたが、実測値は13万7,540人と約2,200人少なくなっています。特に、15歳から64歳の生産年齢人口については、推計よりも約4,800人少なくなっています。推計よりも早く、人口減少や高齢化が進んでいます。

31 ページをお願いします。

「土地利用」の分野についてです。

こちらは周南市内の空き家数及び空き家率の推移になりますが、水色で示している空き家数については、平成5年の5,180戸から平成30年には1万1,150戸と2倍以上に増加しています。赤い折れ線で示している空き家率については、平成30年には15.6%となり、緑色で示している全国平均と比べて、2.0ポイント高くなっており、近年全国平均と比べても空き家率が高くなっています。計画策定当時の平成25年と最新値の平成30年を比較すると、住宅の総数は約500件減っているにもかかわらず、空き家の件数は1,000件増えており、引き続き増加傾向となっています。

この現状を踏まえ、本市の住宅課に空き家対策担当を設置するなど、空き家対策について組織化し、解体補助金やリフォーム補助金等の施策を講じています。

32 ページをお願いします。

続きまして、「経済活動」についてです。

上のグラフが小売事業者数・従業者数の推移、下のグラフが年間商品販売額・売り場面積の推移になります。上のグラフから、令和3年の小売事業所数は965事業所、従業者数は7,301人、下のグラフから、年間商品販売額は1,549億3,700万円、売場面積15万5,112㎡となっています。

平成26年までは小売事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積については減少傾向でしたが、その後、令和3年にかけて、小売り事業所数を除き、増加傾向に転じています。小売り事業所数が減少

し、売り場面積が増加しているということは、大型商業施設の出店等があったことが影響していると考えられます。

33 ページをお願いします。

「交通」についてです。

上のグラフは駅別乗車人員の推移になります。赤色、緑色、茶色で示している徳山駅、新南陽駅、櫛ヶ浜駅の乗車人員数は、近年、増加傾向にありましたが、令和2年にコロナ禍の影響で減少し、その後、回復傾向にあります。市街地西部に位置し、黄色と水色で示している戸田駅と福川駅については減少傾向、灰色、紫色、黄緑色で示している熊毛地区の大河内駅、勝間駅、高水駅については、横ばいとなっています。

路線バスについては、廃止路線の増加もあって、利用者数は減少傾向にあり、特に令和2年、3年はコロナの影響で落ち込んでいますが、令和4年に少し回復しています。

34 ページをお願いします。

コミュニティ交通の関係ですが、路線バスは減少しているものの、コミュニティバスが、中山間地域の公共交通空白地において、路線バスを補完するように運行しており、現在1万6千人程度が利用しています。コミュニティ交通の導入により、公共交通空白地域は減少している傾向にあります。

35 ページをお願いします。

「地価」の動向をみると、地価は、市街地全体で、特に商業系用途を中心に大幅に下落していましたが、近年は横ばいで推移しています。住居系、商業系は、平成30年よりやや増加傾向が見えてきています。

36 ページをお願いします。

以上が現状データの更新になります。その他のデータについても最新のものに更新しております。

なお、第1章、第2章については、計画策定当時の状況が分かるようにしておくために、策定当時の文章は残しつつ、更新例のとおり、最新のデータを分析した内容を追記という形で改定を行う予定です。

次に②の進捗状況をふまえた見直しについてですが、こちらはさきほどご報告した都市機能誘導区域、居住促進区域の進捗状況をふまえ、今後実施していくべき施策についての内容の見直し、追記となります。

スライドの 38 ページをお願いします。

ここからは、お配りしております、「周南市立地適正化計画（案）」を合わせてご覧ください。102 ページをお願いします。

まず、都市機能誘導に関する更新事項としては、第4章「都市機能誘導区域」内の5「誘導施設の立地を誘導するために講ずべき施策」について進捗状況・現況を踏まえて更新しております。赤字が追加・更新した文言となりますが、内容としては以下の通り、現在進行中の事業等より具体的な内容を盛り込んだ記載としております。

スライドの 39 ページと、計画（案）の 119 ページをお願いします。

居住促進に関する更新事項としては、第5章「居住促進区域」内の5「居住を促進するために講ずべき施策」について進捗状況・現況を踏まえて更新しております。さきほどの都市機能誘導区域と同様に赤字が追加・更新した文言となり、より現況に即した内容としております。

スライドの 40 ページをお願いします。

③の居住促進区域の見直しについてです。

スライドの41ページをお願いします。

現行の周南市立地適正化計画において、居住促進区域をどのように設定したかについて、簡単に説明いたします。現行の計画の中では、居住促進区域の6つの設定基準を定めております。計画（案）では108ページに記載されています。簡単に申し上げますと、スーパーや病院などの生活する上で必要な施設があり、道路などのまちの基盤が整理されており、災害の危険性の少ない安全な区域という事になります。また、都市機能誘導区域や駅やバス停などの徒歩圏であることとしており、公共交通を利用することで、便利な場所へのアクセスが容易に行える区域であることとしています。

今回は「④法令等により、自然災害の危険性が高い区域に指定されていないこと」に該当する改定となります。スライドの42ページと、計画案の109ページをお願いします。

こちらは、地図上では居住促進区域の内側であっても、居住促進区域に含まない区域を定めた表となります。

これまでも、表にあるとおり土砂災害特別警戒区域等については、居住促進区域の枠の中であっても、居住促進区域に含まないこととしておりましたが、今回新たに「浸水想定区域の家屋倒壊等氾濫想定区域」も追加しております。

今回、「浸水想定区域の家屋倒壊等氾濫想定区域」を追加した理由は、平成27年の水防法の改正により、家屋倒壊等氾濫想定区域という、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域が追加されたためです。大雨や高潮による浸水に関する浸水想定区域も見直されましたが、対象とする雨量が計画規模の降雨から、想定最大規模の降雨に見直されました。想定最大規模の降雨とは、1,000年に1回程度の降雨の確率ということですので、これに伴い、居住促進区域を設定するとまちづくりが成り立たなくなると判断し現行計画に反映しないこととしています。

なお、洪水によるハザードエリアの設定は、水防法に基づき国又は都道府県が指定するものであり、立地適正化計画において指定するものではありません。本市の居住促進区域内の河川については、山口県が浸水想定区域を指定しています。

スライドの43ページをお願いします。

こちらは、平成27年の水防法の改正に伴い、洪水の浸水想定区域の変更となった項目を比較した表です。左側が改正前、右側が改正後となります。改正後には、改正前からあった計画規模の降雨（L1）に加え、想定最大規模の降雨（L2）の浸水想定区域が追加されました。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、前ページでも触れましたが、近くの堤防が決壊した場合などに建築物の倒壊・流出の可能性が高く、災害後の復旧という点からも生活に大きな支障をきたすことから、居住促進区域から除外することとしています。

44ページをお願いします。

各地区の居住促進区域の見直し案についてご説明します。まず、徳山地区です。右側の図が、現行の居住促進区域と区域内であっても除くエリアを着色したものです。左側の図が、見直し後のものになります。下の図が、見直し箇所を拡大したものであり、変更点としては、久米を流れている西光寺川の家屋倒壊等氾濫想定区域を居住促進区域から外すことで、面積としては9ヘクタール減となります。減少エリアにある居住系建物数は81棟であり、居住推計人口は1,152人となっております。

45ページをお願いします。

新南陽地区です。変更点としては、左下にある図のとおり富田川の家屋倒壊等氾濫想定区域を居住促進区域から外しており、面積としては6ヘクタール減となります。減少エリアにある居住系建物数は93棟であり、居住推計人口は1,808人となっております。

46 ページをお願いします。

夜市、戸田の徳山西部地区です。夜市川がありますが、居住促進区域内に家屋倒壊等氾濫想定区域がないため、変更はありません。

47 ページをお願いします。

熊毛地域です。こちらも、家屋倒壊等氾濫想定区域がないため、変更はありません。

計画（案）の115ページをお願いします。

表5-3に居住促進区域の面積と割合を示しております。周南都市計画区域の居住促進区域の面積を、1,193ヘクタールから1,304ヘクタールへ変更しています。理由としましては、ここまで説明しました、家屋倒壊等氾濫想定区域を反映することにより、約15ヘクタール減少します。

次に、計画策定ときに、居住促進区域の面積を算定する際に、周南緑地や永源山公園といった大きな公園を、人が居住する事がないことから、誤って除いていたため、この度の改定で修正し、約100ヘクタール追加しております。これらの2つの要因から、111ヘクタール増となり、居住促進区域の全面積を1,491ヘクタールへ変更しています。

48ページをお願いします。

最後に④の防災指針の追加についてです。

こちらは都市計画法及び都市再生特別措置法の改正に伴う、追加となります。

49 ページをお願いします。

こちらが、令和2年の都市計画法及び都市再生特別措置法の改正概要となります。

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じるものとして、右上に「立地適正化計画の強化」と記載されており、「居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外」と「居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める『防災指針』の作成」の二つの事項が追加されました。

この「防災指針」は、居住促進区域内に残存する災害リスクに対して、避難路や避難地、避難施設等のハード対策と警戒避難体制の確保などのソフト対策を定め、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組み、居住エリアの安全性の強化を図るものです。

50ページをお願いします。

防災指針の位置付けについてですが、こちらの図のとおり、立地適正化計画に内包し、居住促進区域内の災害リスクをできる限り回避、あるいは、低減させる防災・減災計画を計画的に実施していくことを目的としています。大きく関連する防災に関する計画は「周南市国土強靱化地域計画」、「地域防災計画」であり、それぞれの特徴について説明していきます。

51 ページをお願いします。

こちらが3つの計画の特徴を整理した表になります。まず国土強靱化地域計画は市全域における「あらゆる災害リスクを想定し、主に発生時に向けた平時の施策を対象」としています。地域防災計画は市域全体における「災害リスクを特定し発生前から発生後にかけての対応を対象」としています。防災指針の特徴として、「居住促進区域内の災害リスクを回避・低減させるための平時の施策を対象」としています。

このようなことから、防災指針は、国土強靱化地域計画、地域防災計画のうちの一部の地域や施策にあたるものになります。

52 ページをお願いします。

立地適正化計画における防災指針は次の項目だてとしております。

- 1 基本的な考え方
- 2 災害リスクの分析
- 3 居住促進区域における防災上の課題
- 4 取組方針と具体的な施策等

それぞれの内容につきましては、計画（案）の121ページから140ページをご確認ください。

今回は4の取組方針と具体的な施策等について簡単にご説明いたします。

計画（案）の139ページをご覧ください。こちらが取組方針と具体的な施策や事業をまとめたものとなります。ここに掲載しています施策、事業は、国土強靱化地域計画に記載のあるもののうち、居住促進区域に関するものを抽出しています。

各種災害に共通するものは、災害リスクを「回避」するものとして、

- ・居住促進区域の見直し
- ・安全な場所への移転促進
- ・災害ハザードエリアの的確な情報発信

としており、施策・事業としては「立地適正化計画による居住の誘導」や「ハザードマップの整備・活用」「災害ハザードエリアと多様なデータの重ね合わせによる公表」などとしています。

「低減」するものとしては、「安全な避難場所・避難所の確保」、「安全な避難路の確保」としており、施策・事業としては「防災拠点となる公園・緑地の確保」や「幹線道路の整備」などとしています。

この度、防災指針を追加するにあたり、防災・減災に関する目標値を追加します。

項目としては、「居住促進区域内人口密度」、「災害ハザードエリアと多様なデータの重ね合わせによる公表」の二つとしています。居住促進区域内の人口密度は、居住に関する目標と同じであることから、再掲としております。

それぞれを目標値とした理由としては、本計画では、自然災害の危険性が比較的高くない地区への定住を促進することによって、「市民の安全安心の確保」を目指すことから、災害リスクのある場所から居住促進区域内への居住を誘導することが重要であると考えます。

また、居住を誘導するには、現在公表しているハザードマップのような災害ハザードエリアと避難所の情報のみの公表ではなく、都市計画情報や公共施設情報などのデータの公表を行い、それらを自由に重ね合わせることでできるシステムを導入することにより、安心して生活利便性の高い地区への居住地の選択をする手助けとなるとことから、公表を実施することを目標値としております。

スライドの55ページをお願いします。

最後に今後のスケジュールについてご説明します。

令和5年度から改定の検討を進めてきまして、令和6年度に入り、パブリックコメントを実施、そして、本日の都市計画審議会において改定素案の報告をさせていただきました。今後は、調整中ではありますが、周南市議会への報告の後、都市再生推進協議会に改定案を報告し、改めて本審議会に改定案を諮問する予定としております。現時点では次回、都市計画審議会を10月下旬ごろに開催し、最終的な改定は11月中となる見込みです。

以上で、立地適正化計画の改定についての報告を終わります。

（会長）

幹事からの説明につきまして、ご意見、ご質問はありますか。

確認ですが、今回の再検討は防災について、いわゆる浸水想定区域などの対応を基本的に検討されたということで良いでしょうか。

(幹事)

仰るとおりです。都市計画法改正に伴う防災指針の位置づけが主な内容となっています。

(会長)

周南市においては、災害が想定される区域は極めて少なく、検討はしているが、対応がないと確認を取っていたところが大半です。他自治体は、二級河川でも居住誘導区域の対象外としているところもありますが、周南市の場合は、ある程度限られているという理解で良いかと思います。

赤い部分に関しては、不動産の売買に関わる人や建築関係の人にも意見をいただいたほうが良いですし、自治会なども含めて、自分たちの住んでいるエリアについて疑問点があれば、この機会に確認いただきたいと思います。

(委員)

居住促進区域は、あまり散らばらないで住みましょうという意図で何年か前に定められたと思いますが、市民の方は、ほとんど居住促進区域など認識していないと思います。実際、域内・域外に住んでいるからといって、何か規制があるわけでもなく、メリット・デメリットもないが一応決めたと認識しています。

まちづくりの観点から言えば、誘導するための施策が必要だと思います。土地の価値などが関係するため、難しい話だとは思いますが、今回は災害に関連する場所は省こうとするのは当然のことかと思います。

居住促進区域を指定したことを、市民の方に告知すること。今回は防災に関する目標があるため、多少関係するのかなと思いますが、将来を見据えた都市計画を進めていくうえで、市民を誘導していくために何か施策をしなければ、居住促進区域を設定した効果がないと思います。そういった施策がないため、別紙4のように居住促進区域外で、多数の建築活動が実際に行われていると思います。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。

実務レベルで対応できているか、また現状は居住促進区域外での建築活動が行われていることを鑑みると、どうフォローしていくべきかが課題であるとのことのご意見であったと思います。

幹事から何かございますか。

(幹事)

委員が仰ったとおり、居住促進区域を定めたからといって、法的な規制もございません。届出のお願いと周知を図っていくということになっていて、その中で様々な情報を公開していくというスタンスです。現在、市民公開型のGIS公開のための事業を進めており、3D都市モデルの整備にも取り組んでいて、その中では洪水などの災害情報を可視化して、皆様にお伝えする事業を進めております。周南市としても出せる情報を市民の方に出し、周知していけたらと考えています。

(会長)

せっかくデータを取っているのに、それを施策に展開・活用できるようにするのが行政の使命です。

現時点でデータがたくさんありすぎるうえ、DXで対象としているものが多すぎる。そして、それを技術的に展開する方法がありすぎて、取捨選択や活用の仕方が不透明なため、可能な限りフィードバックし市民生活の向上に努めていただきたいです。

他にご質問等ありませんか。

(委員)

データに関してわかるところで、教えていただきたいのですが、31ページの「現状データの更新」の空き家数及び空き家率の推移ですが、都市機能誘導・居住促進区域共に空き家率は何%かわかりますか。

(幹事)

現在、データを所有していないため、不明です。

(委員)

今後、わかる機会がありますか。

(幹事)

総務省のデータのため、周南市個別の細かいデータがない状態です。

(委員)

33ページの駅別乗車人員の推移について、減便のタイミングはどこかを把握していますか。

(幹事)

タイミングは把握していないのですが、34ページにコミュニティ交通の導入時期については表へ記載していますので、その時期に行政について何か動きがあったのかと推察しています。

(委員)

コミュニティバスについては分かりやすいため、路線バスや鉄道についても同様に時系列の内容が記載されているほうがわかりやすいかと思います。

(会長)

31ページについては、空き家に関するデータのことを仰ったのですか。

(委員)

そうです。

(会長)

空き家については、現在全国的な傾向はあります。以前は、都市別データを公表していましたので、

把握できるのであれば、住宅担当部門にお問い合わせいただくことは可能かと思います。立地適正化計画内での空き家率増加は単に数字データで出しているものなので、率がどうなっていてどのような施策を展開していくか、計画全体とのすり合わせをどうしていくかは難しい課題なので、今後もフォローいただければと思います。

また、公共交通については各担当課があるので、そちらにて対応いただくほうが良いと思います。あくまで、全体の動きとして、指標の更新を行っているので、時期に関して言えばもう少し詳細に記載していればよいかなと思いますが、近年は運転士不足による減便があり、立地適正化計画との因果関係を追うためには適していない段階となっているかと思っています。

公共交通施策を、どのように維持し守るかがまちづくり全体の課題ではあり、立地適正化計画スタート時には公共交通で補うという意識がありましたが、現在の地方都市では成り立っていないのではと感じているので、それぞれの担当へ問い合わせいただいたほうが良いかと思います。

これらのデータは、立地適正化計画の改訂に係る内容となっているので、限界性があるご理解いただければと思います。

(幹事)

公共交通に関しては、公共交通対策課にお問い合わせいただければと思います。

(会長)

以上、ご質問がないようであれば、審議会については以上の報告を受けたものといたします。

引き続き、「周南市都市計画公園の変更について」幹事から説明をお願いします。

(幹事)

それでは、「周南都市計画公園の変更」について、ご説明いたします。

これから説明する周南都市計画公園の変更については、次回の都市計画審議会でご審議いただきたいと考えております。そのため今回は、現在の進捗状況をご報告し、詳細な内容については、次回ご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

こちらの図は、令和4年3月に公表した周南市長期未着手都市計画公園見直し方針の位置図となります。見直し方針では、市内にある長期未着手都市計画公園の7公園を対象に検証を行い、青色で旗上げしています4公園に関する「計画全体を廃止」、オレンジ色で旗上げしています3公園を「未着手範囲のみ廃止」の方針としております。

左上の金剛山公園については、冒頭でもご説明しましたが、前回の第38回都市計画審議会でご審議いただきまして、令和6年4月5日に変更の告示をしております。今回の変更対象は、右側の赤枠で囲っている4公園となり、概要などについてはお配りした資料2に記載していますので、そちらをご覧ください。

1の概要ですが、都市計画の決定者は周南市となります。

2の変更事項としましては、変更対象①の沢田街区公園について、未整備となっている区域の都市計画の廃止、変更対象②の久米公園、太華公園、沢田公園の3公園については、都市計画全体を廃止するものでございます。

3のこれまでの経緯としましては、事前説明会を3月に3回実施するとともに、説明動画をYouTube

にて公開しました。その後、県との事前協議を4月に行い、異存なしとの回答をいただきましたので、素案の縦覧を5月27日から7月3日にかけて実施しております。市全体の説明会については、6月6日に実施しましたが参加者はありませんでした。また、公聴会は7月3日の開催を予定していましたが、公述の申出がなかったため開催しておりません。

最後に4の今後のスケジュールですが、8月に案の縦覧を行った後、次回の都市計画審議会にて諮問し、承認が得られましたら、県との協議を経て、変更告示をする予定としております。

「周南都市計画公園の変更」についての説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

確認ですが、今までの説明会等で、住民の方からどのようなご意見ご質問があがっていますか。廃止に対して歓迎なのかなどの事例があれば、教えていただければと思います。

(幹事)

主な質問としては、都市計画公園の廃止によって具体的に何が変わるのかという内容がありました。建築制限が解除され自由に建築が可能になる、また固定資産税の減額補正がなくなり税金が増える可能性があるなど、課税に対してもご意見をいただいているところです。

あわせて、廃止される公園の計画はどのようになっているかのご質問もあります。公園の計画地については、現在何もない都市計画となっていて、住宅が建っている土地もあり、市保有ではなく、地権者がいる土地を都市計画公園として指定していたため、現状ある住宅を移転させてまで公園を作るのは現実的ではないと説明しています。基本的には、整備済みの公園を維持管理していくということになります。

将来的に、地元の方から意見・要望が多い場合はどうするのかという質問がありましたが、現在ある長期未着手の公園を廃止しなければ、新たに公園を作れない状況であるとして説明しております。

(会長)

まず、固定資産税など課税されていなかったものが課税されるため、実質的に増税されたように受け止められるので、説明し理解を求めている状況です。

もう1点は、大規模の公園を宅地化してしまっているもので、廃止するという方向性にあるため、地元から理解を求める内容ですが、地元からすると完全に公園を廃止することで受け皿がなくなるという質問があったようで、それに対しては近隣公園の廃止後でなければ、街区公園等の手当は困難であると回答されていると理解しました。都市計画上では、公園の二重指定ができないので間違いではないですが、福利厚生的に都市計画公園をどう配置するか議論とはまた別ではないかと思えます。

まずは、宅地化している公園を放置し、建築制限がかかっている状況を回避する旨を皆様にご理解いただくため説明会を行ったところ、ひとまず、概ね手続き的な理解は得られたので、都市計画審議会にて変更決定の手続きをすると理解しました。公園を廃止するために3年間も手続きがかかっており、審議会の皆様にも公共福祉に関わることに對して時間がかかるとご理解いただきたいと思います。

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、本審議会は以上の報告を受けたということで、閉じさせていただきたいと思います。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います

(事務局)

本日は、委員の皆さまには大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。以上をもちまして、第 39 回周南市都市計画審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上